

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

富良野市

2 構造改革特別区域の名称

富良野市幼児教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

富良野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

富良野市は、北海道の中央に位置し農業を基幹産業に、テレビドラマ「北の国から」やスキーを中心とした観光により発展してきております。

本市の人口は、昭和40年の36,627人をピークに年々減少を続けておりましたが、昭和60年の27,876人以来横ばいを続け、観光産業の定着等により過疎化現象は脱却してきております。市の総人口に占める幼年人口(0～14歳)の割合は、昭和60年の5,752人の20.6%から、平成12年の4,067人の15.6%と、核家族化の進行や女性の社会進出による子育てと仕事の両立の困難さや精神的・肉体的負担等の影響により少子化現象が続いております。

こうした核家族化の進行や少子化の影響は、家庭の育児能力の低下や幼児の社会性や自立性の阻害を生む等、子供の健全育成に与える影響が心配されてきております。

本市には公立幼稚園がなく、幼稚園教育は4私立幼稚園に委ねられており、家庭での生活を基礎としながらも、家庭では体験できない社会・文化・自然等に触れながら、子どもたちが豊かな人間性を育み、創造性を養う幼児教育の充実を望む声が多くあるにもかかわらず満3歳児にならなければ幼稚園に入園できないのが現状となっております。

毎年、幼稚園の入園受付時には3歳未満児の入園希望がありますが、学校教育法の絡みで断っております。幼児教育の充実と子育て支援のため幼稚園での3歳未満児の受け入れを図り、人間形成の基礎が培われる幼児教育の環境づくりに努めたいと考えております。

また、本市には平成14年3月に策定した『富良野市エンゼルプラン』があり、幼稚園での預かり保育や障害児保育等と総合的な施策の推進により、幼児教育の充実に努めてきております。

一方、少子化の影響等で4幼稚園中、2幼稚園が大幅な定員割れの状況にあり、また、施設的に3歳未満児を受け入れる余裕があり、地域経済の向上にも資すると考えます。

5 構造改革特別区域計画の意義

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であるにもかかわらず、今日の少子化・核家族化等の進行は地域の教育力を低下させてきております。

こうした中で、学校教育法80条の規定にかかわらず、3歳未満児を受け入れ4年間の幼児教育を行うことにより、幼児の健全な成長や社会性が培われることとなります。

また、このことにより各幼稚園の教育内容の充実と活性化が図られるとともに、家庭と幼稚園、地域との連携が進み、地域ぐるみの子育て環境の充実、父母の就労機会の拡大やボランティア活動、生涯学習活動等、社会参加が進み、地域の活性化が期待されます。

6 構造改革特別区域計画の目標

年間を通じたカリキュラムの実践により、3歳未満児の教育の定着や幼稚園教育の充実、家庭や地域教育力の低下の補完を図ります。

保育所の入所条件に満たなく入所できなかったり、幼稚園を選択し働きながら子育てを願う父母の要望に応え、子どもを持つ市民の社会参加を促進いたします。

保育所の待機児童の解消や保護者の子育て不安の軽減を図り、幼稚園と保育所の連携から一元化への方向を模索し、幼児教育の充実を図ります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

3歳未満児を満3歳に達する年度当初から受け入れることにより、義務教育前段の幼児教育の充実が図られるとともに、就学後における不登校児や学級崩壊の予防が期待されます。

3歳未満児の入園により、保護者の就労や学習、社会参画を促し、男女共同参画社会、生涯学習社会の実現を推進するとともに、育児相談や預かり保育を通じ、幼稚園の持つ子育て支援機能を充実させます。

幼稚園に入園する3歳未満児の見込みについては、20人程度と推計しておりますが、制度内容の周知により園児数の増加が見込まれ、幼稚園の経営の安定とともに、施設整備や教材等の消費による地域経済への波及効果が期待されます。

8 特定事業の名称

3歳未満児に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事項に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・富良野市エンゼルプラン（子育て支援計画）の推進

将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子育てを家庭はもとより地域の課題として位置づけ、行政と地域社会が連携を図り、社会全体で支援していくための環境づくりを総合的に推進いたします。

・家庭教育ガイドブックの発行

市の地域事情に応じた家庭教育に関する学習資料として、家庭教育ガイドブック「すこやか」を発行し、家庭におけるしつけや生活習慣、望ましい親のあり方等、子どもの成長に合わせた家庭教育について、家庭や地域で広く活用できるように幼児教育の充実を図ります。

・幼児教育カリキュラムの検討

幼児教育において、教育年齢に応じた体力づくりや創造性、生活習慣の育成等のカリキュラムが重要となってきております。専門機関である大学の協力をいただきながら、学校、教育委員会、幼稚園が連携し、魅力あるカリキュラムを検討するとともに、実践発表の機会を設けていきます。

・男女共同参画社会の推進

地域・企業・関係団体と連携を図り、女性が能力や体力に応じた社会参画ができる環境づくりを進めるとともに、安心して子育てができる環境整備として幼稚園教育の充実を推進いたします。

参考資料一覧

参考資料 1 富良野市の人口の推移・少子化の状況

別紙

1 特定事業の名称

806 3歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

幼児が満2歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、特区内の幼稚園に入園することができます。

3歳未満児の入園の周知及び受付を構造改革特別区域の認定日から行い、幼稚園での受入れの開始については、平成16年4月からとします。幼稚園の施設については、既存の空き教室等を有効活用し、受入れ体制を整えていきます。

5 当該規制の特例措置の内容

3歳未満児は学校教育法の規定により、幼稚園では受入れができないため、幼児の教育は家庭に委ねられております。本市の総人口に占める幼年人口の割合は昭和60年の5,752人の20.6%から、平成12年の4,067人の15.6%と減少しており、幼児が他の幼児とともに活動する機会が減ってきております。

このことは、幼児の集団活動の機会を減少させ、家庭や地域の教育力の低下にもつながり、集団生活の中で育成される心身の健全な発育と社会性の確保が懸念されております。

毎年、幼稚園の入園受付時には3歳未満児の入園希望が4～5名おり、学校教育法の絡みで断っております。学校教育法第80条の規定を緩和していただき、幼児教育の充実と子育て支援のため幼稚園での3歳未満児の受入れを図り、人間形成の基礎が培われる幼児教育の環境づくりに努めたいと考えております。

3歳未満児の幼稚園での受入れに関する事業の運営につきましては、各幼稚園と教育委員会が連携を図りながら、カリキュラムの研究や預かり保育、障害児教育の促進等、各種事業の調整を進めるほか、各幼稚園の独自性を発

揮することにより、幼児教育の充実に努めます。